

平成30年8月6日

<タイトル> 国史跡佐渡奉行所跡で復元された佐渡奉行所内木製引き戸へのいたずらによる傷について

<本文>

7月26日(木曜日)午後2時頃、国史跡佐渡奉行所跡で、復元された佐渡奉行所内において、木製引き戸側面にいたずらと思われる傷が付けられているのを発見しました。

市では被害届を本日17時佐渡西警察署に提出いたしました。

なお、被害内容等については、次のとおりです。

- 1 被害施設 佐渡奉行所（佐渡市相川広間町1番地1）
- 2 被害内容 佐渡奉行所木製引き戸側面へのいたずらによる傷  
〔傷の範囲〕縦2cm、横2.5cm  
修繕料 2万円程度
- 3 被害箇所 御役所 湯呑所廊下の木製引き戸側面  
（\*別紙参照ください。）

本件についてのお問い合わせ先  
佐渡市社会教育課 佐渡学センター  
（佐渡博物館内）  
文化学芸係 担当：本間  
電話（直通）0259-52-2447